

# タクシー運賃・料金

令和6年4月8日実施

## 山梨県 A 地区 峡北事業区域

### 1. 運賃(税込)

#### (1) 距離制運賃

特定大型車	初乗 1.2Km まで 680 円	その後 225m 毎 100 円加算
普通車	初乗 1.2Km まで 600 円	その後 255m 毎 100 円加算

#### (2) 時間距離併用運賃

特定大型車	時速 10Km/h 以下で走行した場合	1 分 25 秒 毎 100 円加算
普通車	時速 10Km/h 以下で走行した場合	1 分 35 秒 毎 100 円加算

#### (3) 時間制運賃【要予約】

特定大型車	30 分まで毎に 4,570 円	60 分 9,140 円
普通車	30 分まで毎に 4,080 円	60 分 8,160 円

### 2. 運賃の割増

深夜 22:00 から翌朝 5:00 まで 2 割増

### 3. 運賃の割引(併用不可)

障害者割引	1 割引(障害者手帳を確認後)
免許返納者割引	1 割引(運転経歴証明書を確認後)

### 4. 迎車回送料金

迎車の際、初乗り距離を限度として実車扱いとなり、初乗り運賃を限度とする。

### 5. 深夜早朝予約料金

午前 1:00 から 5:00 までの配車は 500 円加算。予約受付は直前の 22:00 まで。

### 6. 運賃の算出方法及び適用順位

- (1) 運賃の算出は、運賃メーター器による。
- (2) 発注者の都合により車両を待機させる場合、時間距離併用運賃を適用する。
- (3) 時間制運賃については、あらかじめ発注者と受注者が協議の上、時間制運賃によることとした場合のみ適用する。




# 迎車料金 普通車タクシーの例

山梨県 A 地区 峡北事業区域事業者

お客様を迎えに行く際、1.2Km まで実車扱い（乗車している時と同じ作動）となります。




## 迎車距離が 1km の場合

お客様が乗車してから 200m 走行地点で初乗り運賃 600 円に 100 円が加算され、その後 255m ごとに 100 円が加算されます。

 迎車 1000m ⇒   ⇒ 実車後 200m で 100 円加算  
その後 255m 毎 100 円加算

## 迎車距離が 1.2Km 以上の場合

初乗り運賃の距離を超えているので、実車（乗車）になった時点で初乗り運賃 600 円に 100 円が加算された **700 円** の表示スタートとなります。その後 255m ごとに 100 円が加算されます。

 迎車 1200m 以上 ⇒   実車 700 円表示スタート  
その後 255m 毎 100 円加算